青森県規則第二十五号

青森県量子科学センター規則

趣旨)

第 三号。 量子科学センタ t に関する条例 一条 のとする。 以下 この規則は、 条例」 平成 という。 青森県量子科学センター条例 以下 十七年三月青森県条例第六号) センター」 第九条及び青森県指定管理者による公 という。 の管理に関 第六条 平成二十九年三月青森県条例第 の規定に基づき、 し必要な事項を定める の施設の管理 青森県

開館時間)

第二条 センタ の開館時間は、 午前 九時から午後五時までとする

2 知事は、 必要があると認めるときは、 前 項 の開館時間を変更することが できる。

休館 日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一日曜日及び土曜日

国民 の祝 日に関する法律 昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日

十二月二十九 日から翌年  $\mathcal{O}$ 一月三日まで の 日 前号に掲げる日を除く。

2 知 事は、 必要が あると認め るときは、 前項 の休館 日に開 館 又は同項 の休 館

以外の日に休館することができる。

使用の承認の手続

第四条 条例第三条の規定による使用の承認 以下 使 用 の承認」 という。 を受け

ようとする者は、 使用申込書を知事に提出 しなければならな V

付するものとする。

2

知事は、

使用

の承認をしたときは、

当該使用

の承認を受けた者に使用承認書を交

使用料の免除の申請)

第五条 条例第五条 の規定による使用料 の免除を受けようとする者は、 免除 申 -請書を

知事に提出しなければならない。

使用の承認の取消し等)

第六条 より使用 知 事  $\mathcal{O}$ 承認を受けたと認めるときは、 は、 センターを使用する者 以下 そ の使用 使用者」 の承認を取 لح いう。 り消 が不正な手段 Ļ 又はそ 使

用を制限することができる。

原状回復等)

第七 償しなけ は汚損したときは、 使用者は、 ればならな 故意又は重大な過失により 原状に復し、 \ <u>\</u> 又は現品若 セン しくはそれに相当する代価をも ター の施 設、 設備等を毀 損 って弁 又

指定管理者が行う業務の範囲)

第八条 せることとした場合は、 条に規定する指定管理者 青森県指定管理者による公の施設 指定管理者は、 以下 指定管理者」 次 の管理に関する条例第二条 に掲げる業務を行う。 と いう。 にセンタ の規定 の管理を行わ り同

- 一 条例第二条に規定する業務
- 一 使用の承認に関すること。
- 三 条例第七 条 の規定による使用 の制限等に関すること。
- 兀 第六条の規定による使用 の承認の取消 し等に関すること。
- 五 センター の施設、 設備等 の維持管理 一に関 すること。
- 六 その他センターの管理に関し必要な業務

指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第九条 館 を受けて指定管理者が定めるものとする。 定管理者にセ る開館時 日 は、 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指 間及び第三条第 第二条第 ンタ 一項 及 の管理を行わせることとした場合のセンタ び第三条第 一項に定める休館日を基準として、 一項の規定に これらを変更する場合も、 かかわらず、 あらかじめ知事 第二条第 の開 館時 同様 一項に定め とす 間及  $\mathcal{O}$ 承認 び休

2

指定管理者は、

必要があると認めるときは、

前項の規定により定め

た開館

時

間を

変更し、

及び

同項

の規定により定めた休館日

に開

館

又は当該休館

日

以

 $\mathcal{O}$ 

日

休館することができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。